

平成 27 年 8 月 3 日

各 位

会 社 名 タ マ ホ ー ム 株 式 会 社  
住 所 東 京 都 港 区 高 輪 三 丁 目 22 番 9 号  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 CEO 玉 木 康 裕  
(コード番号：1419)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 齋 木 洋 成  
TEL. 03-6408-1200

### 経営改革の実行状況に関する経営改革委員会の最終意見の受領に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 7 月 15 日付適時開示「経営改革委員会からの提言に基づく経営改革の実行について」にて公表しましたとおり、連結子会社であるジャパンウッド株式会社（以下、JW 社という。）にて行われていた不適切な取引等の発覚を受け、外部の有識者で構成される経営改革委員会（委員長：森・濱田松本法律事務所 弁護士 藤原総一郎）を設置し、再発の防止に向けて経営改革に鋭意取り組んでまいりました。また、その実行状況に関し、経営改革委員会に管理監督を求めました。

平成 27 年 8 月 1 日、経営改革委員会から経営改革の各種施策の実行について、別紙のとおり最終意見を受領いたしましたのでお知らせします。その結語で、当社における「経営改革は実行されていると評価できるので、当委員会による経営改革に対する管理監督は、平成 27 年 7 月末日をもって終了する」との意見をいただきました。

当社といたしましては、経営改革委員会の管理監督が終了した後も、その改革の姿勢を保ち、不祥事の再発防止に努めてまいります。今後、いかなる時も法令および社会規範に従い、ステークホルダーの皆さまからの信頼の回復と、企業価値の向上に努めます。

なお、現在 JW 社は営業活動を停止し（平成 26 年初頭より停止中）、お客様対応のみを行っている状況でございます。お客様からのお問い合わせ、ご要望に対する対応、取引会社等の対応につきましては、今後も JW 社を通じ継続してまいります。

当該最終意見は、当社のウェブサイト（<http://www.tamahome.jp/company/ir/>）にも掲載しております。

以 上

# 別 紙

平成 27 年 8 月 1 日

タマホーム株式会社 御中

## 経営改革の実行状況に関する経営改革委員会の最終意見

タマホーム株式会社経営改革委員会

委員長 弁 護 士 藤 原 総一郎

委員 弁 護 士 信 國 篤 慶

委員 弁 護 士 川 端 健 太

委員 公認会計士 駕 海 量 明

貴社における経営改革の実行状況（平成 27 年 7 月 31 日現在）に関する報告を受けての経営改革委員会の意見は、本書面のとおりである。

### 第 1 平成 26 年 7 月 15 日付「経営改革委員会からの提言に基づく経営改革の実行について」記載の各事項について

#### 1 「1. 新規事業の審査体制の整備」について

(1) 事業審査会を設置して、定期的に事業審査会を開催し、新規事業のみならず既存事業についても検証が図られているとのことであり、経営改革の実行が図られている。

(2) 当委員会は、貴社からの平成 26 年 9 月時点での報告において、事業審査会で審査を実施した事業のうち特に海外子会社等が行う事業に関しては、事業の実態や取引関係等、事業遂行上重要な点において貴社が十分に把握・管理できていないことがあるようであるとの報告を受けた。

これを受け、当委員会は、平成 26 年 10 月 20 日付「経営改革の実行状況に関する報告を受けての経営改革委員会の意見」（以下「平成 26 年 10 月意見書」という。）において、かかる事態に対し、早急に十分な検討・対応が図られるべきであるとの意見を述べた。

かかる当委員会の意見も踏まえ、貴社は、平成 26 年 10 月以降、①従前よりも徹底した現地実査の実施とその結果の報告、②貴社取締役らに対しての定期的な状況報告等の実施、③海外事業を行う子会社らをその傘下に持つタマフードインターナショナル株式会社の代表者の変更等の諸施策の実施を含め、海外子会社等の事業遂行上の重要な点に関する貴社の状況把握・管理体制の強化を図っている。

さらに、貴社は、海外子会社等が行う事業の中でも、一定の損失リスクを抱える可能性があるとして、貴社が判断した事業に関しては、法律事務所に対して、当該事業に関連する契約書等の精査を依頼する等、専門家の協力を得た上での事業上のリスク分析も行っている。

(3) 以上からすれば、貴社においては、事業審査会を通じて、貴社グループの行う新規事業、既存事業についての審査、検証体制の整備が図られたものと評価できる。

## 2 「2. 子会社等の業務管理体制の整備・見直し」について

平成 26 年 9 月時点での貴社からの報告を受けて、当委員会が、貴社における子会社等の業務の管理体制に関する懸念を平成 26 年 10 月意見書で述べたことは、前記 1 で既に述べたとおりである。

この点に関し、貴社においては、前記 1 のとおりの子会社等の事業状況に対する管理体制の強化が図られており、経営改革が実行されていると評価できる。

## 3 「3. 子会社等の新規の役員の任用や重要な使用人の選任等に関する運用の見直し」について

人事委員会の設置や人事委員会規程の整備を完了し、人事委員会において幹部役職員の任用の検討等が行われているとのことであり、予定どおり経営改革が実行されていると評価できる。

## 4 「4. 与信調査（取引先の審査等）の制度化及び子会社等における与信調査の整備・充実」について

与信調査制度の整備・見直し等については、当委員会が平成 26 年 10 月意見書において指摘したとおり、平成 26 年 9 月末日時点において対応の遅れが見受けられた。

その後、貴社グループは、平成 27 年 4 月頃までには、貴社及びグループ会社の与信管理規程の改定を行うとともに、貴社における与信調査業務を行う部署の変更を実施し、与信調査の運用の大幅な見直しを行った。このような改革により、従前よりも与信調査の強化・充実が図られているとのことである。

以上によれば、与信調査制度の整備・見直し等については、当初は対応の遅れがあったものの、現時点では実現できていると評価できる。

## 5 「5. 子会社等に対する内部監査制度の見直し」について

内部監査担当部門の人員の拡充や内部監査規程の改訂等が既に実施されているとのこと

であり、予定どおり経営改革が実行されていると評価できる。

#### 6 「6. グループ全体のコンプライアンス体制の整備・充実」について

役員に対する顧問弁護士によるコンプライアンス研修の実施、従業員に対するeラーニングによる研修の実施など、役職員に対するコンプライアンス研修の実施・拡充が図られている。また、人事考課制度の改訂も行われており、コンプライアンス体制の整備・充実が図られていると評価できる。

#### 7 「7. 社外取締役の導入」について

平成26年8月開催の定時株主総会において既に1名の社外取締役が選任されている。また、貴社においては、追加してもう1名の社外取締役を平成27年8月開催予定の定時株主総会において選任することを貴社取締役会において決議しており、経営改革が実行されていると評価できる。

#### 8 「8. 当社の事業活動に影響を及ぼす可能性のある当社および子会社等の役員の個人的な経済活動・交友関係への対応」について

貴社代表取締役社長に送付される年賀状の送信者の確認等を含め、役員個人の業務活動に影響を及ぼす経済活動・交友活動がないかの確認が行われているとのことであり、経営改革が実行されていると評価できる。

### 第2 貴社から当委員会に対して報告のあった貴社子会社ジャパンウッド株式会社に関する問題の状況について

前記第1の各項目のほか、平成27年6月、貴社から当委員会に対し、貴社子会社であるジャパンウッド株式会社（以下「JW」という。）に関し、懸念されるいくつかの問題が報告された。具体的には、以下のとおりである（平成27年6月12日付「太陽光問題の現状についての報告」と題する書面等）。

- ① JWが行っていた太陽光システム事業に関して、貴社の保証内容よりも上乗せした保証を付保している顧客が存在し、一部の顧客から問い合わせ等があったこと。
- ② 太陽光システム事業に関して、当初説明と実際の売電収入の間に大きな差異が生じ、一部の顧客からクレームがあったこと。
- ③ 太陽光システム事業に関して、施工不良や機器不良等が存在し、一部の顧客からクレームがあったこと。

以上の各問題に関しては、JWから貴社を通じて当委員会に対し、各問題の概要、対応の状況及び現時点で未完了の問題に関しては今後の見通しが報告された（平成27年7月21日付「太陽光問題確認事項へのご報告」と題する書面（以下「JW報告書」という。))。

JW報告書によれば、①②③の各問題のいずれについても、既に問題は解決済み、又は、解決に向けた今後の見通しが立っているとのことである。

現時点では解決済みでない問題についても、引き続き、貴社（及び貴社の顧問法律事務所）とJWの協力の上、適切な対処が図られるものと考えられる。

### 第3 結語

以上のとおり、貴社における経営改革は実行されていると評価できるので、当委員会による経営改革の実行状況に対する管理監督は、平成27年7月末日をもって終了とする。

以上